

零石町に

建設関連業務委託契約競争入札参加資格を申請する方へ

1 資格要件

- (1) 営業又は事業に関し法律上資格が必要とされる場合においては、その資格を有する者
- (2) 審査基準日（令和6年9月30日）現在において営業又は事業年数が1年以上の者
- (3) 資格審査基準日の直前2年以内の事業（営業）年度において、競争入札に参加を希望する建設関連業務についての業務履行実績を有する者
- (4) 町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反していない者

2 欠格要件

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 関係法令の規定による営業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を現に受けている者
- (3) 暴力団員等である者
 - ア 暴力団員（暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）
 - イ 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - ウ 法人その他の団体であって暴力団員がその役員となっているもの
 - エ 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 零石町建設関連業務委託契約に係る指名競争入札参加資格要綱（昭和62年告示第3号。以下「要綱」という。）第7条の規定により資格を失い、失った資格者認定の有効期間が経過していない者
- (6) 資格審査申請書の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

3 資格審査結果の通知

郵送による資格審査結果の通知は行いませんのでご了承ください。なお、零石町のホームページにて入札参加資格者名簿を公表しますのでそちらをご確認ください。